

循環型社会形成推進交付金に関する緊急要望

現在、神奈川県内の市町村では、多くの焼却施設で老朽化が進んでおり、地域における良好な生活環境の保全及び安定的なごみ処理体制を確保する上で、廃棄物処理施設の計画的な更新、整備は、市町村にとって避けて通ることのできない重要な課題です。

また、近年は、南海トラフ巨大地震や首都直下地震をはじめ、多くの大規模地震発生の切迫性が指摘されており、東日本大震災の経験を踏まえると、大規模災害発生時においても円滑に廃棄物を処理できる体制を平素から築いておくことの重要性がますます高まっています。

さらに、新たな設備を備えた廃棄物処理施設への更新を図り、効率的なごみ処理体制を確保することは、二酸化炭素排出量の削減に貢献することから、地球温暖化防止の観点からも迅速な対応が必要です。

こうしたことから、神奈川県内では、今後多くの廃棄物処理施設の整備事業が計画されており、特に平成 27 年度以降は大幅な事業費の増加が見込まれていることから、国において循環型社会形成推進交付金の予算を十分に確保していただくことは、計画的な施設整備推進の観点から喫緊の課題となっております。

しかしながら、平成 27 年度の環境省概算要求額は、1,200 億円とも言われる全国市町村の要望額には遠く及ばず、深刻な財源不足が強く懸念される状況です。

交付金の交付額が市町村要望額を下回る場合における市町村財政への影響は、一般財源の充当を余儀なくされることにとどまらず、起債に係る地方交付税交付金の財政措置にも及ぶこととなり、一層深刻です。

また、施設整備に遅延を来すこととなると、長年にわたる地元調整によって醸成された市町村と地元との信頼関係が損なわれ、廃棄物処理施設の整備自体が困難となることにもなりかねません。

こうした事態は、地方公共団体の循環型社会形成に関する施策の実施について、国が財政措置を講ずるよう定めている循環型社会形成推進基本法第26条の趣旨に照らし、到底受け入れることができません。

そこで、神奈川県内市町村の循環型社会形成推進交付金について、次の措置を講じることを強く要望します。

- 1 平成 27 年度以降の交付金について、市町村の要望額に応じ、必要な予算額を確保すること。
- 2 平成 26 年度分の市町村の要望額について、全額を交付するよう、今後の補正措置も含め総額を確保すること。

平成26年11月 14 日

内閣総理大臣	安	倍	晋	三
内閣官房長官	菅		義	偉
総務大臣	高	市	早	苗
財務大臣	麻	生	太	郎
環境大臣	望	月	義	夫

様

神奈川県知事 黒岩 祐治
神奈川県市長会会長 内野 優
神奈川県町村会会長職務代理者
坂本 孝也